

社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会

地方公務員の働き方に関する分科会（第5回）

令和7年5月20日

【嶋田分科会長】 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会、地方公務員の働き方に関する分科会を開催いたします。

本日は水町委員、権丈委員、井上委員が御欠席と伺っております。常見委員、黒田委員、笠井委員、太田委員がオンラインで御出席いただいております。馳委員が公務のために御欠席されておりますので、石川県原総務部次長にオンラインで御参加いただいております。

本日は前半にハラスメント対策について、後半に兼業について御議論いただく予定となっております。資料につきましては、右上に「机上配布資料」と記載されている資料は非公開資料となりますので、取扱いには御留意いただきますようお願いいたします。

早速ですが、ハラスメント対策につきまして、資料1につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（【事務局】事務局資料のうち「資料1 地方公共団体における各種ハラスメント対策に関する技術的助言」等について説明）

【嶋田分科会長】 では、続いて、資料2もお願いいたします。

（【事務局】事務局資料のうち「資料2 SNSにおける誹謗中傷対策について」について説明）

【嶋田分科会長】

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。

【常見委員】 御説明ありがとうございました。このSNSの対策ですが、ここでご紹介頂いたのはあくまでこれは総務省として、国としての対策ですね。自治体独自で、例えば

SNS投稿のチェックなど各種対応を行うなど、そういったことを積極的に行っている事例などはないのでしょうか。

【福島補佐】 自治体もかなりの数がございます、恐らくそういったSNS上を監視しているところもひょっとしたらあるかもしれないのですが、具体的な事例としては承知していないところでございます。

【常見委員】 これは別に自治体に限らず、国全体の話だと思います。自治体の対応というのは、ポジティブなことにしろ、ネガティブなことにしろ、SNS上で何かが起こってからではないと対応しようがないのかもしれないかもしれません。一方でSNSの対応というのは、気をつけないと、いくらこういった制度が整ってきつつあるとはいえ、担当者が心身を病んでしまうので、様々な自治体への投げかけ、ノウハウ提供というようなものが必要だと思いました。

ありがとうございます。

【越尾課長】 事務局でございます。よろしいでしょうか。

今の常見先生の御発言に関連して、あくまで御参考でございますが、自治体ですと、大阪府とか愛知県、群馬県がネット上の中傷や差別を防ぐための条例を設けたりしているところもあるようでございまして、こうした動きに追随している自治体もあるようでございます。我々としてもそういったところ、ハラスメントの関係で、今後もこういった事例があるのか研究を深めたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

【黒田委員】 資料1についてですが、今回初めてのハラスメントに関する職員アンケートということで、課題と方向性がはっきり分かって、非常にすばらしい結果だと思って拝見いたしました。今後おそらく繰り返しサーベイをしていくことも重要で、加えて今回の報告書の中にすごく充実した好事例の例示もありましたので、好事例の活用等も含めたサーベイをしていただければいいのではないかと考えて意見を申し上げます。以上です。

【渡部室長】 黒田先生、貴重な御意見ありがとうございます。今後どういう形でフォローアップ等をしていくかというのはまた考えていきたいと思いますが、その際には、今いただいた御意見も踏まえさせていただければと思っております。

ありがとうございます。

【嶋田分科会長】 1点、先ほどのSNSの活用で特定の自治体のお話がありましたけれども、その関係でお伺いしてよろしいでしょうか。愛知県、大阪府の規定というのは、もしかするとヘイトスピーチの防止に関する条例の一環として、ターゲットを絞って対応しているのかなと思っていたんですけども、そうではなくて、幅広くインターネット上の誹謗中傷を対象とした対応ということではよろしいでしょうか。

【越尾課長】 すみません、そこまでの分析はできておりません。複数事例がございますので、差もあるかもしれません。分かり次第、後で御報告させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

【嶋田分科会長】 では、また分かりましたら委員の間に共有していただきたいと思います。

【越尾課長】 はい。

【太田（聡）委員】 ありがとうございます。慶應義塾大学の太田です。

SNSの関連で改めて、この点は少し私自身があまりよく存じていないということではあるのですが、ここに出てくる被害者は恐らく個人のことだろうと考えますが、自治体等が被害者として対応を行っていくことに基本的になっているのかということを御報告していただければと思いました。

【嶋田分科会長】 個人ではない被害者、自治体が被害者となるというような扱いですかね。こちらについては事務局、いかがでしょうか。

【福島補佐】 SNSの誹謗中傷対策の件ということでお答えさせていただきますけれども、こちらにつきましては被害を受けた者に対して対応が行われることになります。被害を受けた者への相談窓口が今後整備されると思うのですが、そちらが整備されれば申請等を行って、削除依頼をしていくという流れになるものと考えています。

【小池部長】 これは被害者が個人であっても、自治体であっても同じように投稿削除の申請は行えるのか。

【渡部室長】 個人はいけるけれども、法人としての自治体でもいけるのか。

【福島補佐】 権利侵害が生じているかどうかというところが問題ではないかと思うので、そういった形で権利侵害が生じていれば行えるというようなものです。

【嶋田分科会長】 そういう意味では、自治体に限らず企業とか法人であっても、被害があれば対象となるということではよろしいんですか。

【福島補佐】 はい、そのように考えています。

【林委員】 私も、今回の調査は本当に、準備から最後の出口まで事務局のほうでいろいろな検討をしていただいて、最後、数値にまで落とし込んでいただいた結果をまとめていただいたということで大変感謝していますし、通知の内容もしっかり「自治体の皆さん頑張ってくださいね」ということで書かれていると思うので、現場で対策が取られることを心から期待するものです。

SNSは本当に難しいなと思っていて、先ほどの太田先生からの質問を聞いていて、例えば役所の中で勝手に撮影行為があって、それが載っているのであれば役所も「これはちょっと困ります」ということでいけるのしょうけれども、完全にそういうのではなく職員個人、何々市役所の誰々がみたいなことを書かれていただけでは、役所も結構悩むのかなと思います。でも、それも含めて事例が積み重なっていけば、ここからは雇用主が対応してもいいとか、対応するべきだとか、被害を受けた職員も含めて、それぞれがそれぞれの主体で頑張っていくことなのかなと思っています。いずれもこれから整備されていく段階だと思いますけれども、そういうことでホワイトな自治体職場が生まれればとてもいいなと思ってございますので、期待の目で引き続きの御奮闘を期待するということでございます。以上です。

【嶋田分科会長】 ほかの先生方、御質問、御意見等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日はもう一つテーマがございますので、それでは、このハラスメント、SNSの誹謗中傷につきましては以上とさせていただきます。

それでは、次に研究のテーマに移りたいと思います。机上配布資料という形にしてあります1、2について、続けて事務局から御説明をお願いいたします。

（【事務局】事務局資料のうち「机上配布資料1 報告書（案）に対して事前にいただいた主なご意見等」について説明）

【嶋田分科会長】 こちらの報告書案につきまして、これから公表に向けてということになるわけですが、今の御説明に対する御意見、御質問等をよろしくお願いいたします。

【林委員】 1点よろしいですか。
林でございます。冒頭にも書いていただいているんですが、この間の分科会における議論を反映

して、兼業のみならず、かなり幅広い問題意識を記載いただいたということで、とても前向きに受け止めていますし、現場のことを考えても大変ありがたい報告書になったと思っています。これをきっかけにして、各自治体の中で、自分たちのまちの中での兼業のありようがどうかみたいなことがしっかり議論されて、過剰規制が解除されて、生き生きとしたホワイトな自治体職場になればということで、期待しています。

その上で、中身ではないのですが、先ほど5月末の公表予定、それから通知の発出ということでありましたので、世間の注目も高いこともあって、報道について1点申し上げます。報道機関はそのような書き方はしていないのですが、やはりネットのコメントなどを見ると、そんなに地方公務員、兼業する暇があるのであればもっと減らしたらとか書かれます。打ち出し方として、記者レクを行うなど、この分科会のエッセンス、問題意識みたいなところが記者さんに伝わるように何か工夫をいただけると、少なくとも報道ベースでは間違った、そういうミスリードはないのかなと思っています。打ち出し方としてはここに記載されている、28ページの最後、「おわりに」にあるような問題意識がしっかり伝わるようなこととして、通知の段階でも結構かと思いますので、対応していただけると大変ありがたいかなと思っています。

以上です。

【嶋田分科会長】 発表の際には、最初の見出し次第では別なもののようなイメージを与えてしまいますので、ポンチ絵とかまとめ方のときに、その辺を工夫していただけたらと思います。

【常見委員】 今の林委員の話に重ねてなのですが、副業・兼業をするのだったら公務員を減らせという話は完全にすり替えだと思うんです。副業・兼業をするというのは権利であって、まさにそこで「そんな副業・兼業をする暇があるんだったら」という言われ方自体が副業・兼業に対する大きな誤解であり、阻害要因です。副業・兼業をしたから組織にいつらくなつたという問題がこれまでの会議でも出たわけですから、そういったことを何とか払拭するということが大事です。その部分は、まさに副業・兼業を公務員に限らず広げていく上で気をつけなければいけない部分です。

以上です。

【嶋田分科会長】 一通り事前に報告書を見ていただきまして、御意見等を踏まえた形になっているかと思いますが、いかがでしょうか。

特に大きな御意見がないようでしたら、ほぼこの形でこちらの報告書を公表、それから通知の発出といった流れになろうかと思います。

当方から申し上げますと、テーマとしては働き方に関する分科会ということで、阻害要因としてのハラスメントに関しては既に公表していただき、それから、今度はプラスの促進要因になるものについては、こういった兼業で柱を立てて整理していただいた形になるわけですが、今、先生お二方からお話が出たように、そのメッセージがきちんと伝わるように、とにかく兼業を解禁するんだよということだけではなくて、その能力がある人が力を発揮できるようにするということ、そのためには周りの職場のほかの人も含めてよく目配りをするようにといったメッセージが伝わっていくことが大事かと思います。この辺について何かつけ加えたり、あるいは気をつけるべきみたいなお話がありましたらご意見いただきたいと思います。特によろしいですか。

それでは、事務局から何かつけ加えられたりとか、御質問等、確認しておきたい点などがありますか。

【越尾課長】 越尾でございます。大変ありがとうございます。

特に公表するに当たって、我々といいますか、まさに先生方で御議論いただいたことの真意がきちんと伝わるように、あと、今、最後に嶋田分科会長から補足いただいた点も大変大事な点だと思いますので、皆様方の御努力がきちんと伝わるように、事務局としてしっかり受け止めて対応してまいります。具体的には、記者レクについて広報室というセクションがございますので、調整をしまして、公表に当たってはそのような段取りを踏ませていただきたいと思います。

あと、話が変わりますが、先ほど机上配布資料で最後のほう、報告書に反映するものではないですが、林委員と常見委員からいただいている御意見について御紹介が漏れておりましたので、もし今お時間が許していただけるなら、補足で御説明させていただきます。

【嶋田分科会長】 お願いいたします。

【事務局】事務局資料のうち「机上配布資料1 報告書（案）に対して事前にいただいた主なご意見等」について説明）

【常見委員】 事前の資料のチェックが非常に不十分だったことをおわびしつつ、私のコ

メントの2つ目のところは「全てを届出制にすることは困難かもしれないが」という文面にしてください。「一部は許可制にできないか」というと日本語の文章が変になるので、この部分をトリでお願いします。言いたいのは、許可制と届出制は似ているようでまったく違うので、届出制というカジュアルなものでいいのではないかというような意見でございます。

そして、後半の兼業の目的の優先順位は何なのかという点です。この手のことは誰でもこんなメリットがあるよねという言われ方をするんですけども、その主眼が明確に、既にずれていると思うんです。まさに石破さんのご発言では、人手・人材不足を地域で解消するということが明確に載っているのですけれども、僕はこういったことはキャリア形成だとか、本人がやりたい意思を重視するべきだと思っております。

以上でございます。

【嶋田分科会長】 この辺は先ほどからお話も出ていますように、公表するときの整理といたしますか、打ち出しの仕方に大きな意味があるかと思しますので、その辺も御留意いただけたらと思います。

【黒田委員】 ありがとうございます。健康管理に関しては、修正案を含めて十分書いていると思いますので、報告書ではこれぐらいでいいのではないかと思います。一方で1点気になったのは、中長期的な対応の方向性のところで記載がある、選択的週休3日制、4日制まで触れられていますが、兼業推進のことを考えると、結局こちら辺もセットで考えなくてはいけないのではないかと、もうちょっと強調してもいいのではないかと思います。今回は、まず兼業について大々的に打ち出すというところで、選択的週休3日制については抑えた書き方にしたほうがいいのかという御判断があったのかかもしれませんが、その辺りが分かりかねるので事務局のほうにお尋ねしたところです。報告書内で既に触れているので、必ずしも別に強く書く必要もないかと思うのですが、私としてはそこも今後の検討課題として併せて検討していく、ともう少ししっかり打ち出してもいいのではないかと思いますので、御意見を申し上げます。

以上です。

【嶋田分科会長】 こちらはいかがでしょうか。戦略といいますか、打ち出し方として、先ほどもお話があったように、いろいろとハレーションもあり得る中で、まずは謙抑的に書くんだという御判断でいかれるのか、あるいはこの際そういったところにも広げていくのか、事務局としてはどんな感じでお考えでしょうか。

【越尾課長】 越尾でございます。確かに分科会の中でそうした指摘があったところがございますし、また自治体のほうでも、東京都庁とかでは独自に取組を進められているところもあるとは承知しておりますけれども、周辺環境の整備という意味で週休3日というようなことは大事だとは思いますが、やはり今回、集中的に議論させていただいたのが兼業の弾力化という部分でございますので、まずはそこに絞ってまとめさせていただいて、そういった実態が広がっていく中でのステップ2といえますか、次の論点で広げていくようなやり方もあるのではないかと考えておまして、もし可能でありますれば、今ぐらいの記述のところでとどめるという選択肢もあるのではないかと考えているところでございます。

【笠井委員】 このような形でまとめていただいて、ありがとうございます。まずは、兼業に対する考え方の一步が必要だと思っています。今後、これを基にそれぞれの自治体で実績を踏まえながら、さらにバージョンアップができればと思っております。

本当にどうもありがとうございました。

【太田（聡）委員】

私、拝見いたしまして、非常に優れた打ち出し方をしていただいたと思っております。それと同時に、その中でやや懸念として、非常に高い報酬を受けた場合に、やはり注意すべきことがあるのではないかと書かれていた。私も確かにそのとおりだと感じておりますが、その一方で、公務員だからといって不当に、例えば安い報酬で働かされたりとか、時々やりがい搾取みたいなことが言われたりするわけですが、そういったことがないように、例えば民間で働くことになった場合には、きちんと民間で規定されている報酬等が支給されるように、今後、民間企業のほうに周知していただければというような印象を持っております。

雑駁な意見で申し訳ございません。以上でございます。

【嶋田分科会長】 こちらは例えば通達・通知とか、いろいろな形でまたその辺も留意していただく感じかと思っておりますけれども、ありがとうございました。

それでは、特に今回の報告書案につきまして、いただいた御意見については根本的な修正が必要な部分はないというように見ておりますので、これらに関する修正に関しては御一任いただきまして、私と事務局と調整の上で公表させていただくという取扱いでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

当然、公表に先立ちまして、事務局から委員の皆様にも共有させていただきたいと思います。

この時点で今、事務局のほうから何か加えられることはございますか。

【越尾課長】 特にございません。ありがとうございます。

【嶋田分科会長】 それでは、昨年9月に設置いたしました本分科会におきましては、検討テーマが多岐にわたる中で、特に世の中の関心が高く、喫緊の課題に集中して取り組んできたところでございます。地方公務員の働き方の阻害要因の一つとして、種々のハラスメントへの対策について、それから、働き方の促進要因の一つとして、兼業についてを中心に議論してきたところでございます。

この2つに関しましては、委員の先生方の精力的な御議論をもちまして、ハラスメントについては初めてとなる自治体の職員を対象としたアンケート調査の実施、それから、兼業につきましては、時代の要請を踏まえた、営利企業との兼業や自営兼業の弾力化に向けた取り組みという成果をそれぞれ出すことができる運びとなったと思えます。

つきましては、本分科会の開催につきましても、本日をもって一区切りとしてもよいのではないかと考えますけれども、いかがでございましょうか。もし地方公務員の働き方に関して、本分科会で改めて取り上げるべき課題があるなどの御意見がございましたら、お聞かせいただければと思います。この点いかがでございましょうか。

【林委員】 よろしいでしょうか。

【嶋田分科会長】 林委員、お願いいたします。

【林委員】 今、座長からあったように、私としては一旦閉じるということでもいいのではないかと考えています。もちろん委員の皆さんに、お会いできないとか、第一線の先生方の議論が聞けないという心残りはありますけれども、それでも到達点に来ているのではないかと考えています。今回、ハラスメントと兼業ということで、地方公務員の直面する2つのテーマで現場が動いていくだろうというところまで、調査や検討・通知という実際の作業の段階にも至っています。いずれもこれからボールは自治体にあるわけですし、そのメッセージとしては、先ほど触れさせていただきましたけれども、報告書の最後にありますように、労働力が希少な時代に突入した。今やもう自治体が自分たちで考えて対応していかないと、持続可能な自治体業務の執行体制は維持できないだろうと考えています。つまり兼業に

対する過剰規制をやめて、職場のハラスメントも一掃しないと駄目だということだと思います。

自治体を考えますと、勤務条件は条例主義ですから、そもそもやりたければ自分たちでやればいいわけで、法律が支障になってできないのだったら変える運動をすればいいのではないかなと思うんです。今、現場を見ると、例えば開庁時間を短縮する自治体もありホワイト職場になりつつあると思うんですけれども、総務省に言われるのではなく、それは自治体が主体的に問題解決に当たるべきなんだろうなと思っています。労働基準監督機能が首長にあるという問題もあり、将来的にまたこういう検討会の設置は要るかもしれませんが、この危機感を共有するためにも、一旦ボールを自治体にお返しするタイミングではないかなと思っておりまして、到達点ということで、閉じることでいいのではないかなということでございます。

以上です。

【常見委員】 オーケーだと思います。今後ますます公務員の副業・兼業ということが、多分、大変インパクトがあると思いますので。あと、ハラスメント対策もそうですね、地方公務員への注目の集まり方から、実は世の中全体をよくしていくというふうに僕は思いますので、ぜひうまく世に問いかけていけたらと思います。議論は一旦これで終了というのはよく分かりました。

ありがとうございます。

【嶋田分科会長】 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、このような形で御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまの御意見も踏まえまして、今後の取扱いにつきましては御一任いただくということで、よろしゅうございますか。

ただ、今回、本日欠席の委員も何人かおられますので、本日の議事の模様の御報告とともに、今後について御意見等がないか伺いするように、事務局においてその対応をお願いしたいと思います。

【越尾課長】 はい、かしこまりました。

【嶋田分科会長】 お願いいたします。

それでは、時間も早いんですけれども、本日の議論につきましてはここまでとさせていただきます。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本分科会の議論も取りあえずここで一区切りということでございますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

この地方公務員の働き方に関する分科会については、昨年9月に第1回分科会を開催して以来、本日まで5回にわたって御議論いただきました。先ほど申し上げたハラスメントと兼業に関する成果は非常に画期的なものだと考えておりまして、分科会長として、委員の皆様の御尽力に対し心から御礼を申し上げます。また、短期間のまとめに向けまして、事務局の皆様の御負担も大きかったことと思いますけれども、常に迅速かつ適切な御対応をいただきましたことに御礼を申し上げます。

当面取り組むこととしたテーマの検討は本日で一区切りとなりますが、地方公務員をめぐる様々な課題が残っているところでありまして、引き続き委員の皆様の御知見をお借りすることがあろうかと思えます。その際には御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務局からお知らせをお願いしたいと思います。

【事務局】 本日は御議論いただき、ありがとうございました。本日の議事要旨につきましては、また公表前に委員の皆様に御確認をいただきたいと思いますので、その際はよろしくをお願いいたします。

地方公務員のハラスメント対策及び兼業に関する議論は、本日の分科会で一旦終結となります。最後に、公務員部長から一言申し上げます。

【小池部長】 この地方公務員の働き方に関する分科会につきましては、昨年9月に第1回分科会を開催して以来、地方公務員のハラスメント対策と兼業・副業に集中して、5回にわたり御議論いただきました。それぞれ御多忙のところ、精力的な御議論をいただいたことに感謝を申し上げます。また、ただいま嶋田分科会長から事務局に対するねぎらいもいただきまして、どうもありがとうございました。

ハラスメント対策につきましては、初めてとなる自治体職員を対象としたアンケート調査を実施・公表させていただいたことに加えまして、その結果も踏まえ、全国の自治体の首長宛てに助言通知を発出することができました。その後、マスコミ報道や国会でも多く取り上げておりまして、反響の大きさを感じているところでございます。

兼業につきましては、そもそもの許可制の趣旨から健康確保などの各論まで、全般にわたって目配りの利いた御議論をいただきました。その結果、営利企業や自営兼業についての弾

力化という、時代の要請に応じた兼業の在り方のアップデートの方向性を具体的にお示しいただいたことは、大変意義深いものと考えております。御議論の内容を十分に踏まえつつ、自治体に対する助言や普及・促進について検討を行い、兼業に係る環境整備を支援してまいりたいと考えております。

本分科会の成果が具体的な地方公務員の働き方の改善や魅力の向上につながるよう、今後、総務省としてもしっかりと取り組んでまいります。また、さらなる検討の際には、引き続き先生方の御知見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 それでは、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。